

平成20年度水質浄化技術アイデア実証試験事業補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 財団法人茨城県科学技術振興財団は、霞ヶ浦などの汚濁湖沼水域等の水質浄化技術開発等を推進するため、企業・大学等（以下「企業等」という。）から水質浄化技術アイデアを公募・選定する。さらに、大学・茨城県霞ヶ浦環境科学センター等の助言等を得ながら、このアイデアの実証試験を行って、水質浄化効果を確認する企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、水質浄化技術アイデアを実証試験する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助対象分野は、次のとおりとする。

- (1) 小規模事業所排水対策
- (2) 畜産排水対策
- (3) ハス田排水対策
- (4) その他の対策

3 補助対象経費は、前項の補助対象事業に要する経費とする。ただし、人件費は原則として対象外とする。

4 補助率は、10/10とする。

5 1事業あたりの補助金の額は1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 企業等が、補助金の交付を受けようとするときは、水質浄化技術アイデア実証試験事業補助金交付申請書（様式第1号）を財団法人茨城県科学技術振興財団に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 財団法人茨城県科学技術振興財団は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定の内容に掲げる費目は次のとおりとする。

- (1) 事業費
- (2) 一般事務費

(申請の取り下げ)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた企業等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の規定による通知のあった日から15日以内に交付申請取下届出書（様式第3号）を財団法人茨城県科学技術振興財団に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 財団法人茨城県科学技術振興財団は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行う際には、大学・茨城県霞ヶ浦環境科学センター等の助言等を得ること。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、財団法人茨城県科学技術振興財団の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、財団法人茨城県科学技術振興財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団法人茨城県科学技術振興財団に報告してその指示を受けるべきこと。

2 補助事業者は、前項に規定する補助事業の内容の変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更承認（中止）申請書（様式第4号）を提出し、財団法人茨城県科学技術振興財団の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を財団法人茨城県科学技術振興財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は第8条の規定により概算払いを受けたときは、実績報告書に概算払精算書（様式第6号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払い)

第8条 財団法人茨城県科学技術振興財団は、前条の実績報告書の内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 財団法人茨城県科学技術振興財団は次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第6条の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価25万円未満のものを除く。）を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を財団法人茨城県科学技術振興財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(補助金調書)

第12条 補助事業者は、当該補助金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書(様式第9号)を作成しておくなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 この要項により財団法人茨城県科学技術振興財団に提出する書類の部数は1部とし、用紙の大きさは日本工業規格に定めるA列4番とする。

(成果の取扱い)

第14条 補助事業に係る成果は、応募者と財団法人茨城県科学技術振興財団が共有するものとする。ただし、発明・考案が生じた場合には、その知的財産権は補助事業者に属するものとする。